

東京における自然の保護と回復に関する条例施行規則（平成十三年東京都規則第三十九号）新旧対照表（抄）

改正案	現行
<p>目次（現行のとおり）</p> <p>第一条から第二十一条まで（現行のとおり） （野生動植物の捕獲等の制限の対象とならない行為）</p> <p>第二十二条（現行のとおり）</p> <p>一（現行のとおり）</p> <p>イからニまで（現行のとおり）</p> <p>ホ <u>漁港及び漁場の整備等に関する法律（昭和二十五年法律第百三十七号。以下「漁港漁場整備法」という。）</u> 第三条第一号に掲げる施設、同条第二号イ、ロ、ハ、ル若しくはヲに掲げる施設（同号イに掲げる施設については駐車場及びヘリポートを除き、同号ハに掲げる施設については公共施設用地に限る。）、特別地区が指定され、若しくはその区域が拡張された際現に同法第六十六条の規定により漁港施設とみなされている施設又は同条の規定により漁港施設とみなされた施設であつて条例第二十二条第三項の規定による許可を受けて設置されたもの（条例第三十二条第一項の規定による協議に係るものを含む。）</p> <p>ヘからクまで（現行のとおり）</p> <p>ニから五まで（現行のとおり）</p> <p>第二十三条から第三十一条まで（現行のとおり） （特別地区内等の行為の許可基準）</p>	<p>目次（略）</p> <p>第一条から第二十一条まで（略） （野生動植物の捕獲等の制限の対象とならない行為）</p> <p>第二十二条（略）</p> <p>一（略）</p> <p>イからニまで（略）</p> <p>ホ <u>漁港漁場整備法（昭和二十五年法律第百三十七号）</u> 第三条第一号に掲げる施設、同条第二号イ、ロ、ハ、ル若しくはヲに掲げる施設（同号イに掲げる施設については駐車場及びヘリポートを除き、同号ハに掲げる施設については公共施設用地に限る。）、特別地区が指定され、若しくはその区域が拡張された際現に同法第四十条の規定により漁港施設とみなされている施設又は同条の規定により漁港施設とみなされた施設であつて条例第二十二条第三項の規定による許可を受けて設置されたもの（条例第三十二条第一項の規定による協議に係るものを含む。）</p> <p>ヘからクまで（略）</p> <p>ニから五まで（略）</p> <p>第二十三条から第三十一条まで（略） （特別地区内等の行為の許可基準）</p>

第三十二条 (現行のとおり)

一 (現行のとおり)

イ及びロ (現行のとおり)

ハ (現行のとおり)

(現行のとおり)

㊦から㊦まで (現行のとおり)

㊦ 漁港漁場整備法第三条に規定する漁港施設又は同法第六十六
条の規定により漁港施設とみなされた施設

㊧から㊧まで (現行のとおり)

ニ及びホ (現行のとおり)

一から十一まで (現行のとおり)

第三十三条及び第三十四条 (現行のとおり)

(特別地区内等における許可等を要しない行為)

第三十五条 (現行のとおり)

一 (現行のとおり)

二 (現行のとおり)

イ (現行のとおり)

ロ 漁港漁場整備法第三条第一号に掲げる施設、同条第二号イ
からハまで、ル若しくはヲに掲げる施設(同号イに掲げる施
設については駐車場及びペリポートを除き、同号ハに掲げる
施設については、公共施設用地に限る。)、特別地区が指定
され、若しくはその区域が拡張された際現に同法第六十六
条の規定により漁港施設とみなされている施設又は同条の規定
により漁港施設とみなされた施設であつて条例第二十二條第

第三十二条 (略)

一 (略)

イ及びロ (略)

ハ (略)

(略)

㊦から㊦まで (略)

㊦ 漁港漁場整備法第三条に規定する漁港施設又は同法第四
十條の規定により漁港施設とみなされた施設

㊧から㊧まで (略)

ニ及びホ (略)

一から十一まで (略)

第三十三条及び第三十四条 (略)

(特別地区内等における許可等を要しない行為)

第三十五条 (略)

一 (略)

二 (略)

イ (略)

ロ 漁港漁場整備法第三条第一号に掲げる施設、同条第二号イ
からハまで、ル若しくはヲに掲げる施設(同号イに掲げる施
設については駐車場及びペリポートを除き、同号ハに掲げる
施設については、公共施設用地に限る。)、特別地区が指定
され、若しくはその区域が拡張された際現に同法第四十條の
規定により漁港施設とみなされている施設又は同条の規定に
より漁港施設とみなされた施設であつて条例第二十二條第三

第19号様式(第53条関係)

計 画 概 要 書		※この欄は記入しないこと。	
① 行爲地の地名地番	東京都		
② 行爲の目的			
③ 許可申請者の住所 (法人にあっては所在地) 連絡先(代表者氏名)			
④ 申請代理人の住所 連絡先			
⑤ 行爲の区域の区分	甲()・乙()	都市計画法第26条	該当・非該当
行爲の用途地	市街化区域・市街化調整区域 □有() □無() ()建%容% ()建%容% ()面積加重平均建%容%	都市計画施設(公園・緑地・道路・水路) 空地造成等工事種別区域又は特定露土等種別区域 興致地区 自然公園(国立・国定・都立)	有・無 内・一部・外 内・一部・外 内・一部・外
地の概況	□樹林地 □植木畑・果樹園 □畑・田 □草地・空地 □河川・沼地・用水 □その他()	既存緑地面積 埋蔵文化財指定地敷 総合設計・一回地設計	有・無 該当・非該当 該当・非該当
⑥ 土地利用計画	区域面積の積算(行爲の積算) 目的とする施設用地	公園用地・道路用地	

三項の規定による許可を受けて設置されたもの(条例第三十二
条第一項の規定による協議に係るものを含む。)

三から十二まで (現行のとおり)

2 (現行のとおり)

第三十六条から第七十条まで (現行のとおり)

別表第一から別表第五まで (現行のとおり)

別記第一号様式から第十四号様式まで (現行のとおり)

第19号様式(第53条関係)

計 画 概 要 書		※この欄は記入しないこと。	
① 行爲地の地名地番	東京都		
② 行爲の目的			
③ 許可申請者の住所 (法人にあっては所在地) 連絡先(代表者氏名)			
④ 申請代理人の住所 連絡先			
⑤ 行爲の区域の区分	甲()・乙()	都市計画法第26条	該当・非該当
行爲の用途地	市街化区域・市街化調整区域 □有() □無() ()建%容% ()建%容% ()面積加重平均建%容%	都市計画施設(公園・緑地・道路・水路) 空地造成等種別区域 興致地区 自然公園(国立・国定・都立)	有・無 内・一部・外 内・一部・外 内・一部・外
地の概況	□樹林地 □植木畑・果樹園 □畑・田 □草地・空地 □河川・沼地・用水 □その他()	既存緑地面積 埋蔵文化財指定地敷 総合設計・一回地設計	有・無 該当・非該当 該当・非該当
⑥ 土地利用計画	区域面積の積算(行爲の積算) 目的とする施設用地	公園用地・道路用地	

項の規定による許可を受けて設置されたもの(条例第三十二
条第一項の規定による協議に係るものを含む。)

三から十二まで (略)

2 (略)

第三十六条から第七十条まで (略)

別表第一から別表第五まで (略)

別記第一号様式から第十四号様式まで (略)

